

平成25年12月18日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

文教厚生常任委員会
委員長 芝尾 郁恵

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第93号議案 古賀市社会福祉センターの指定管理者の指定について

本案は、古賀市社会福祉センターの設置目的を効果的に達成するため、施設の管理を行わせる者を指定するに当たり議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 選考は古賀市公の施設の指定管理者選定委員会（委員長は総務部長、副委員長は教育部長、委員は各部長3名の計5名）で、平成25年8月21日から11月1日まで3回開催。1回目に指定管理者制度についての確認。条例に基づく指定管理者を公募することの確認、募集要項、業務基準書についてなど協議し決定。公告を9月3日から24日まで行い、申請団体が2団体あった。2回目は、公募状況の報告、審査方法の確認、協議を行い、3回目の委員会で、業者からのプレゼンテーションや、質疑応答など最終決定審査を経て、指定管理者の候補者を決定した。
2. 今回、初めて策定した古賀市社会福祉センター指定管理者募集要項、古賀市社会福祉センター業務基準書により募集を行い、この要項に示す選定基準に基づき、次期の指定管理者の候補者を選定した。
3. 募集要項の内容は、はじめに、指定管理者制度導入の目的、設置目的及び管理運営方針、施設の概要、施設に関する経費等、指定期間、申請手続き、申請資格、選考基準、リスク分担及び協定書に関する事項に、事業計画書における重点的な検討項目として、旧管理人室の活用方法、ゲートボール場の活用方法、大広間の活用方法の提案を掲げた。申請資格については、今回は一般からも募集した。
4. 業務基準書は、指定管理者に古賀市社会福祉センター条例に基づき、その設置目的にあった管理を行って頂く業務の基準（開館時間、休館日など）を表わ

す。施設の管理運営に関する業務基準、計画の策定と報告業務等で指定管理期間中、毎年業務開始前に事業計画及び収支計画、毎月の月例報告書、終了後に事業報告書及び収支決算書の提出を求めている。指定管理者評価、モニタリングを行う。

5. 選定の決め手となる審査項目の採点表は担当課の手元がないとの事で、委員会には提出されなかったが、6点の選定基準に、11の審査項目、20の審査内容で審査された結果、その総合点の比較（455対528）で古賀市社会福祉協議会が選定された。
6. 古賀市社会福祉協議会は、重点検討課題の千鳥苑大広間の活用では、福祉会活動の事業展開、ゲートボール場の活用についてはグランドゴルフやコスモックスとの連携、世代間交流など実績に基づいた事業展開を提案した。
7. 協定書と報告内容に食い違いがあると評価しにくいとの指摘に、古賀市社会福祉センターでは今回初めての募集要項と基準書になる。これに基づいた協定を結んでいき、その協定に基づいて実績報告を出し評価していくとの回答。

【意見】

（賛成意見）

- ・市民の福祉、健康増進を目的とした建物の管理と運営を任せるにあたって、現管理者である社会福祉法人が理念、目的を踏まえた事業実績などから適切であるとの選定理由、結果ともに理解できた。しかし、5年間の管理を任せるにあたって議会がその決定を審議するに足る資料の提出が不足していた点、選定委員会及び評価委員会が庁内の部課長のみで構成され第三者委員が入っていない点並びに市民全体の福祉健康を増進する目的となっているが、実際は母子などの利用状況があまり重点とされていない点の3点を指摘して賛成したい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。